

空き地を適切に管理しましょう

空き地は適切な管理をしないと雑草が生い茂り、害虫の発生やごみの不法投棄を招くなど、生活環境の悪化をもたらすとともに、近隣住民に不快感を与えます。

所有者は、定期的な草刈りや清掃などを行い、適切な管理をお願いします。

●刈り取った草は可燃ごみへ刈り取った草は、燃やせるごみ指定袋に入れて集積所に出すか、クリーンセンターへ直接搬入し、処分(有料)してください。

●除草剤を使用する際は周囲へ配慮を

除草剤は、容器に記載された使用方法を守って散布してください。また、風向きや周囲の状況に配慮し、作業をしてください。

☎ 生活環境課 (☎025・526・5111、内線1020・4115)

被覆肥料のプラスチック製の河川などへの流出を防ぎましょう

一発元肥などの被覆肥料は、肥料成分が溶出した後のプラ

スチック殻が生態系を含めた海洋環境の悪化を引き起こすと懸念されています。

プラスチック殻は、代かき時に水面へ浮遊しやすくなるため、ほ場から河川などへ流出させないように取り組みましょう。

●流出防止のポイント

○畦畔管理

- ・丁寧な畦塗りで漏水を防ぐ。
- ・排水口の止水板は畦の高さ以上とする。

○代かき・田植え時

- ・入水までに田面を均平にする。
- ・代かきは浅水で行う。
- ・田植え前は強制落水はせず、自然落水で水位を調整する。

●浮遊したプラスチック殻の除去

- ・ほ場内で浮遊したプラスチック殻を見つけた場合は、網などですくい取る。

☎ 農政課 (☎025・520・5748)

5月は消費者月間です

●考えよう！大人になるとできること、気を付けること
〜18歳から大人に〜

消費生活センターでは、市民の皆さんの商品の購入・サー

ビスの利用に伴うトラブルや悪質商法、多重債務問題などの相談を受けています。相談者が自力で解決できるような専門の相談員がアドバイスや情報提供を行います。一人で悩まず、まずは相談してください。

創造行政研究所 ニュースレター No.51を発行

SDGsの視点を取り入れたまちづくりの考え方や、令和2年国勢調査の結果から分かる人口の動きなどを紹介しています。

市役所木田第1庁舎、各総合事務所などにあるほか、ホームページからも閲覧できます。

☎ 上越市創造行政研究所 (☎025・526・3490)



上越市内公共交通「マイ時刻表」を作成・配布します

自宅最寄りのバス停や駅から、病院など日常的に訪れる場所までの鉄道・バスの路線名や発着時刻、乗車料金などを記載したポケットサイズの個人用時刻表を作成し、配布します。

申し込みから約1週間後に郵送、メール、または交通政策課、各総合事務所、バス案内所・営業所でお渡しします。

☎ 申請申込用紙に必要事項を記入し、交通政策課 (☎025・520・5633、FAX025・526・8363、✉kotan@city.joetsu.niigata.jp)、市民課、南・北出張所、各総合事務所、バス案内所・営業所へ。申込用紙は申込先、市役所木田第1庁舎1階市民ホールにあるほか、ホームページからダウンロードできます。



民生委員・児童委員は身近な相談役

毎年5月12日は、「民生委員・児童委員の日」です。



民生委員は、困り事などの相談を受け、問題解決に向けた

支援が受けられるよう、関係機関とのつなぎ役として活動しています。また、子どもや子育てに関する相談は、主任児童委員が専門に担当しています。

各委員は、地域の推薦を受けて厚生労働大臣から委嘱され、上越市では437人が活動しています。

委員には法に基づく守秘義務があるため、皆さんから受けた相談内容は固く守られます。

困り事などがありませんでしたら、一人で悩まず、安心して委員にご相談ください。

☎ 福祉課 (☎025・520・5693)、各総合事務所

地域支え合い事業(通いの場)「すこやかサロン」

各地域自治区(28区)ごとに、高齢者の閉じこもり予防や地域住民との交流、生きがいづくりなどを目的とした、地域支え合い事業を実施していますので、ぜひご参加ください。

☎ 高齢者支援課 (☎025・520・5704)

